

「いまだから地産地消キャンペーン」推進費補助金交付要綱

令和2年（2020年）5月1日付け滋食ブ第117号

滋賀県農政水産部長通知

（趣旨）

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響による花き、畜産物、湖魚等の県産農畜水産物の流通の停滞を解消するため、県産農畜水産物もしくはそれらを使用した商品を扱う生産者（農畜水産事業者）や生産者団体（以下「生産者等」という。）が消費者向けに行う定額宅配サービスによる地産地消キャンペーン実施の際の宅配料および事務費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象経費および補助率等）

第2条 補助対象となる経費および補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（交付申請書の添付書類等）

第3条 規則第3条に規定する交付申請書は、別記様式第1号のとおりとし、事業実施計画書および収支予算書（別記様式第2号）を添付し、知事が別に定める期日までに、提出するものとする。

（申請の取下げ）

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、変更承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書（別記様式5号）の添付書類および提出部数は、第3条第1項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

2 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の12月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、規則第15条に規定する補助金の交付を請求する場合は、請求書（別記様式第4号）によるものとする。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入基本方針（平成14年4月1日策定）」に沿って、環境物品等の調達に努めるものとする。

(標準処理日数)

第9条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第5条の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

3 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度分の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	事業実施 主体	補助率	重要な変更	
			経費の 配分の 変更	事業内容 の 変更
<p>消費者に対象品目を送料100円で宅配するキャンペーンに要する次の経費</p> <p>(1) 配送料 宅配事業者等を活用した配送料。 ただし、千円以上(税込)の対象商品を配送する場合に限る。</p> <p>(2) キャンペーン告知経費 (1)を実施するにあたって必要なホームページ改修経費およびポスター・ちらし等作成経費</p>	<p>県内に事業所を有する生産者（農畜水産事業者）およびその団体</p>	<p>定額 （(1)の配送料は配送1個あたり100円を控除した額とする。）</p> <p>※補助の限度額： (1)の配送料は、配送1個あたり3千円を上限とする。 (2)のキャンペーン告知経費は総額で5万円を上限とする。</p>	<p>—</p>	<p>補助事業の中止・廃止</p>